

## 岩見沢市告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和3年度及び令和4年度に岩見沢市が締結しようとする契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）について、次のとおり定める。

令和 2年12月 1日

岩見沢市長 松野 哲

### 第1 資格の要件

#### 1 資格の種別

資格の審査（以下「資格審査」という。）は、契約の種類ごとに、別表に掲げる区分により行う。

#### 2 基本的資格要件

資格審査における各資格に共通の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 本市の市税に滞納がないこと。
- (4) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと等について誓約していること。

#### 3 契約の種類による資格要件

契約の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

##### (1) 工事の請負に係る契約

ア 次のいずれにも該当すること。

- ① 令和3年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において、建設業法（昭和24年法律第100号）による営業の許可を受けている者であつて、かつ、当該許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいるこ

と。

- ② ①の許可を受けた建設業について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和元年7月13日（随時申請の場合にあっては、資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日）以降の日であること。
- ③ ②の経営事項審査の結果通知において、その許可に係る建設業の種類について、完成工事高を有すること。また、直近2年度において、希望業種に係る契約実績を官民間わず、有していること。
- ④ 支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、当該権限等の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が希望業種に係る契約実績を官民間わず有し、工事（事業）経歴書等で示していること。
- ⑤ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険にすべて加入している事業所であること。ただし、加入義務のない者については、この限りでない。

イ 工事の請負契約のうち、一般土木、舗装、建築、管又は電気工事に係る競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して、市長が別に定める等級に格付する。

- ① 「客観的要素の評定項目」として、建設業法第27条の23第3項の規定による項目及び基準（平成20年国土交通省告示第85号）
- ② 「技術・社会的要素の評定項目」として、工事成績点、技術点、社会貢献点、雇用対策点及び指名停止に係る減点

## (2) 設計、測量等工事関連業務に係る契約

### ア 共通要件

- ① 令和3年1月1日現在（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。また、直近1年度において、希望業種に係る契約実績を官民間わず、有していること。
- ② 支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、受任者が希望業種に係る契約実績を官民間わず有し、工事（事業）経歴書等で示していること。

### イ 資格の種類による要件

- ① 建築設計にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りでない。
- ② 測量にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

- ③ 道路除雪又は施設等保全（道路・河川維持）にあつては、建設業法による土木一式工事の許可を有していること。
- ④ 施設等保全（公園・街路樹等管理）にあつては、建設業法による造園工事の許可を有していること。

(3) 物品等の購入並びに清掃及び警備その他の業務委託等に係る契約

ア 共通要件

令和3年1月1日現在（随時申請の場合にあつては、申請しようとする月の初日）において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

イ 資格の種類による要件

- ① 建物清掃及び環境衛生管理にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項各号に掲げる登録のうち、いずれかを受けていること。ただし、外装清掃又は浄化槽清掃のいずれか又は両方のみを業とする者は、この限りでない。
- ② 警備業務にあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。また、北海道外に本社を有する者については、本社が所在する都道府県の警備業の認定のほか、警備業法第9条の規定による届出書（営業所設置等届出書）を北海道公安委員会に提出していること。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された組合（以下「協同組合等」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該協同組合等又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、3に規定する要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- (2) 企業組合（中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合をいう。以下同じ。）及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

5 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請にあつては、令和3年度及び令和4年度の2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）とし、随時申請にあつては、資格を有するものと認められた日から令和5年3月31日までとする。

第2 資格の取り消し

- 1 競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格を

取り消すものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 法令の規定によりその者に付与された営業の許可、免許又は登録等が取り消されたとき。
- (4) その他第1の2又は3に定める要件を欠くに至ったとき。

2 競争入札の参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請書類に故意に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 申請に係る事項について、変更が生じたにもかかわらず、変更に係る所定の手続きを怠ったとき。
- (3) 申請に係る営業を廃業したとき又は長期間にわたり休止したとき。
- (4) 金銭的な信用を著しく欠くと認められたとき。
- (5) 岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号）の規定に違反したとき。

### 第3 資格審査の申請の時期、方法等

#### 1 申請の時期

(1) 第2号から第5号までに掲げる以外の者

ア 定期の申請をする者

令和3年1月19日から令和3年2月12日まで（岩見沢市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）に規定する休日（以下「土曜日、日曜日及び休日」という。）を除く。）とする。

イ 随時の申請をする者

令和3年4月1日から令和4年11月30日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

第1号に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

第1号に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 市長が特に必要と認めた者

市長の指定する日

#### 2 申請の方法

別表に示す区分により、必要書類を添付の上、郵送により提出するものとする。

但し、随時の申請については郵送又は持参により提出するものとする。

(1) 申請書式

ア 工事の請負及び設計、測量等工事関連業務に係る契約

北海道市町村統一様式（社団法人北海道土木協会で有料頒布）及び岩見沢市が定めた追加様式（企画財政部契約検査管理課での頒布及び岩見沢市ホームページからのダウンロード）

イ 物品等の購入並びに清掃及び警備その他の業務委託等に係る契約

岩見沢市が定めた様式（企画財政部契約検査管理課での頒布及び岩見沢市ホームページからのダウンロード）

(2) 申請書に添付する書類

企画財政部契約検査管理課で指定する書類

(3) 申請書類の受付場所

岩見沢市役所 企画財政部契約検査管理課

3 資格審査の再申請

(1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をするものとする。

ア 競争入札参加資格者の営業が、相続、合併又は譲渡により移転された場合

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した場合

ウ 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

(2) 前号の申請の方法は、第3の2に定める申請の方法を準用するものとする。

別表

業種分類表

1 工事の請負に係る契約

区分		
一般土木工事	舗装工事	建築工事
管工事	電気工事	鋼橋上部工事
塗装工事	造園工事	機械器具設置工事

2 設計、測量等工事関連業務に係る契約

区分		
建築設計	土木設計	測量
地質調査	道路除雪	技術資料作成
施設等保全管理		

3 物品等の購入並びに清掃及び警備その他の業務委託等に係る契約

大分類	中分類	小分類	
製造業 又は 卸小売業	産業部門	土木建設機器	農業用機器
		設備用機器	電気・通信用機器及び資材
		水道用機器及び資材	工作用・施設維持関連機器
		環境用機材器具・用品	建材類
		原材料類	農業・造園用品及び資材
		工業薬品・火薬類	その他産業用機器
	医療・介護部門	医療機器・器具	医療用品類
		医薬品	その他一般薬品資材類
	教育・研究・測定部門	教材用各種用品	理化学機器・計測機器及び資材
		図書及び定期刊行物	音楽用品
		運動用品	その他教育研究用機器類
	事務部門	事務用機器	情報機器
		家具・調度品	文具・用紙類
		家庭用電化製品	カメラ・写真類
		その他事務用機器・用品類	
	車両部門	自動車	二輪車
		特殊車両	車両用品

	油脂・燃料部門	石油燃料	その他の燃料
		その他油脂類	
	被服・繊維皮革部門	被服類	寝具類
		靴鞆類	その他繊維皮革類
	その他	保安消防器材	記章・プレート・旗類・広告用品
		看板・標識類	食料品・給食材料
		金物・陶磁器類	日用雑貨
その他			
製造業 (印刷物)	一般印刷		
	フォーム印刷		
	地図印刷		
	その他印刷		
貸貸借	産業部門		
	医療・介護部門		
	教育・研究・測定部門		
	事務部門		
	車両部門		
	被服・繊維皮革部門		
	その他		
役務提供等	建物清掃及び環境 衛生管理	施設内清掃	外装清掃
		建築物環境衛生管理	浄化槽清掃
	警備業務	常駐警備	機械警備
	建物・設備等保守管 理	電気設備	機械設備
		消防設備	燃焼設備
	運送業務	旅客運送	貨物運送
	車両点検・整備業務	自動車	二輪車
		特殊車両	その他
	廃棄物処理業務	一般廃棄物処理	産業廃棄物処理
	医療・衛生サービ ス・調査・検査業務	医療サービス	検査・分析業務
		調査業務	その他
	その他のサービス	情報サービス	労働者派遣
		洗濯	複写類
		広告代理	損害保険
その他			

その他	買取	紙	リサイクル関係
		金属類	車両
		その他の買取関係	